

原議保存期間10年
(平成30年12月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局 部長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙組犯収発第13号、丙生企発第11号
平成20年2月25日
警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察庁生活安全局長

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部の施行に伴う下位法令の公布及び
意見陳述等の実施要領について

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）は平成19年3月31日に公布され、その一部の規定について平成19年4月1日から施行されているところであるが、犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行期日を定める政令（平成20年政令第19号）の規定により、同法附則第1条第1号に掲げる規定について、本年3月1日から施行されることとなった。

また、法の施行に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）、疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第2号）、疑わしい取引に関する情報取扱規則の一部を改正する規則（平成20年国家公安委員会規則第1号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第8条第11号の規定に基づき国又は地域を指定する件（平成20年国家公安委員会、金融庁告示第1号）が、別添1から5までの官報の写しのとおり公布され、いずれも本年3月1日から施行又は適用されることとされたほか、法第17条の規定に基づく意見陳述等の実施について、別添6のとおり「意見陳述等実施要領」を定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、法第11条に規定する疑わしい取引に関する情報の取扱いについては、既に情報の漏えい防止の徹底及び積極的活用を図るため、「疑わしい取引に関する情報取扱要領」（「疑わしい取引に関する情報取扱要領の制定について」（平成19年7月25日付け警察庁丙組犯収発第30号ほか）別添）により行うこととされているところであるが、その詳細について改めて確認することとし、法の運用に当たっては、遺漏なきを期することとされたい。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年二月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第二十号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令

内閣は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二条第二項第二十八号、第三十四号及び第三十七号、第四条第一項及び第三項、第七条第一項及び第二項、第九条第一項、第十条第一項、第十七条第五項並びに第二十条第四項、第七項、第九項及び第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

(定義)

第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「本人特定事項」、「本人確認」、「特定受任行為の代理等」、「代表者等」、「本人確認記録」又は「疑わしい取引の届出」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「法」という)第二条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第六条第一項又は第九条第二項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、本人特定事項、本人確認、特定受任行為の代理等、代表者等、本人確認記録又は疑わしい取引の届出をいう。

(法第二条第二項第二十八号に規定する政令で定める者)

第二条 法第二条第二項第二十八号に規定する政令で定める者は、貸金業法施行令(昭和五十八年政令第八十一号)第一条の二第三号に掲げる者とする。

(法第二条第二項第三十四号に規定する政令で定める貸貸)

第三条 法第二条第二項第三十四号に規定する政令で定める貸貸は、次の要件を満たす貸貸とする。
一 貸貸に係る契約が、当該貸貸の期間の途中においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

二 貸貸を受ける者が当該貸貸に係る機械類その他の物品の使用からもたらされる経済的な利益を實質的に享受することができ、かつ、当該物品の使用に伴って生ずる費用を實質的に負担すべきこととされているものであること。

(貴金属等)
 第四条 法第二項第三十七号に規定する政令で定める貴金属は、金、白金、銀及びこれらの合金とする。

2 法第二項第三十七号に規定する政令で定める宝石は、ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠とする。
 (顧客に準ずる者)

第五条 法第四条第一項に規定する顧客に準ずる者として政令で定める者は、信託の受益者(勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約(以下「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。同法第六条の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約(以下単に「勤労者財産形成給付金契約」という。同法第六条の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約(以下単に「勤労者財産形成基金契約」という。)、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第六十六条第一項の規定により締結する同法第六十五条第一項各号に掲げる契約及び同法第六十六条第二項に規定する信託の契約(以下「資産管理運用契約等」という。)、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約、確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第八十八条第一項に規定する資産管理契約(以下単に「資産管理契約」という。))その他主務省令で定める契約に係るものを除く。とする。
 (法第四条第一項に規定する政令で定める外国人)

第六条 法第四条第一項に規定する本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものは、本邦に在留する外国人であつて、その所持する旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に掲げる旅券をいう。))又は乗員手帳(出入国管理及び難民認定法第二条第六号に掲げる乗員手帳をいう。))の記載によつて当該外国人のその属する国における住居を確認することができないものとする。
 (金融機関等の特定業務)

第七条 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

- 一 法第二項第二号から第七号まで及び第十四号から第十九号までに掲げる特定事業者、同項第二十号に掲げる特定事業者(第七号に掲げる者を除く。))並びに同項第二十一号、第二十二号、第二十六号及び第三十号に掲げる特定事業者 当該特定事業者が行う業務
- 二 法第二項第二号第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合法(昭和二十二年法律第一百三十二号)第十条第一項第二号に掲げる事業(当該特定事業者が同項第三号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。)、同項第三号に掲げる事業(これらの事業に附帯する事業を含む。若しくは同項第十号に掲げる事業(当該事業に附帯する事業を含む。))又は同条第六項から第九項までに規定する事業に係る業務
- 三 法第二項第二号第十号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第三号に掲げる事業(当該特定事業者が同項第四号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。)、同項第四号に掲げる事業(これらの事業に附帯する事業を含む。若しくは同項第十一号に掲げる事業(当該事業に附帯する事業を含む。))又は同条第三項から第五項までに規定する事業に係る業務
- 四 法第二項第二号第十一号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号に掲げる事業(当該特定事業者が同項第四号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。若しくは同項第四号に掲げる事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))又は同条第四項から第六項までに規定する事業に係る業務

五 法第二項第十二号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号に掲げる事業(当該特定事業者が同項第二号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。)、同項第二号に掲げる事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))若しくは同項第六号の二に掲げる事業(当該事業に附帯する事業を含む。))又は同条第二項から第四項までに規定する事業に係る業務

六 法第二項第十三号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号に掲げる事業(当該特定事業者が同項第二号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。若しくは同項第二号に掲げる事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))又は同条第三項から第五項までに規定する事業に係る業務

七 法第二項第二十号に掲げる特定事業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者を除く。)) 金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業又は同条第三項に規定する投資助言・代理業に係る業務

八 法第二項第二十二号に掲げる特定事業者 金融商品取引法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務

九 法第二項第二十四号に掲げる特定事業者 信託法(平成十八年法律第八十八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

十 法第二項第二十五号に掲げる特定事業者 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第四項に規定する不動産特定共同事業に係る業務

十一 法第二項第二十七号に掲げる特定事業者 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項に規定する貸金業に係る業務

十二 法第二項第二十八号に掲げる特定事業者 貸金業法第二条第一項本文に規定する貸付けの業務

十三 法第二項第二十九号に掲げる特定事業者 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第十七項に規定する商品取引受託業務

十四 法第二項第三十一号に掲げる特定事業者 社債、株式等の振替に関する法律第四十五条第一項に規定する振替業務

十五 法第二項第三十二号に掲げる特定事業者 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第一百一号)第十三条第一項各号に掲げる業務又は同法附則第二条第一項各号に掲げる業務

十六 法第二項第三十三号に掲げる特定事業者 同号に規定する両替業務
 (金融機関等の特定取引)
 第八条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引(第一号イからラまで、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる取引にあつては、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。))とする。
 一 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引
 イ 預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結
 ロ 定期積金等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第四項に規定する定期積金等をいう。))の受入れを内容とする契約の締結
 ハ 信託(受益権が金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利(同項第十二号から第十四号までに掲げる受益証券に表示される権利を除く。))又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利(同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。))である信託及び担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二条第一項に規定する信託契約に係る信託を除く。以下この条において同じ。))に係る契約の締結

二 信託行為、信託法第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者との間の法律関係の成立（リ）に規定する行為に係るものを除く。）

ホ 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約の締結

ヘ 農業協同組合法第十一条第十号又は水産業協同組合法第十一条第一項第十一号、第九十三号第一項第六号の二若しくは第九百条の二第二項第一号に規定する共済に係る契約（以下「共済に係る契約」という。）の締結

ト 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約若しくは郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百三十三号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約（子において「保険契約」という。）又は共済に係る契約に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払（勤労者財産形成貯蓄契約等、勤労者財産形成給付金契約、勤労者財産形成基金契約、資産管理運用契約等及び資産管理契約に基づくものを除く。）

チ 保険契約又は共済に係る契約の契約者の変更

リ 金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで若しくは第十号に掲げる行為又は同項第七号から第九号までに掲げる行為により顧客等に有価証券（同条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下同じ。）を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結

ル 金融商品取引法第二十八条第三項各号又は第四項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結（当該契約により金銭の預託を受けない場合を除く。）

ロ 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理を行うことを内容とする契約の締結

ヲ 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に係る契約の締結

ワ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約の締結又はその代理若しくは媒介

カ 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を内容とする契約の締結

コ 商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等（同条第十五項に規定する商品清算取引を除く。）の委託を受けることを内容とする契約の締結

ク 現金、持参人払式小切手（小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手）又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法第二十七条第一項に規定する繰引がないものに限る。

ケ 自己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する繰引がないものに限る。以下タにおいて同じ。）又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）の本券若しくは利札の受払いをする取引であつて、当該取引の金額が二百万円（現金の受払いをする取引が為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、十万円）を超えるもの

キ 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号までに掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当該他の特定事業者がソに規定する契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻しであつて、当該払戻しの金額が十万円を超えるもの

ク イに掲げる取引を行うことなく為替取引又は自己宛小切手（小切手法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいう。）の振出しを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結

ツ 貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約の締結

ネ 社債、株式等の振替に関する法律第十二条第一項又は第四十四条第一項の規定による社債等の振替を行うための口座の開設を行うことを内容とする契約の締結

ナ 保護預りを行うことを内容とする契約の締結
ラ 二百万円を超える本邦通貨と外国通貨の両替又は二百万円を超える旅行小切手の販売若しくは買取

ム イからハまで、チからコまで又はソからナまでに規定する契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの

二 法第四条第一項の表第二項第三十四号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引
イ 法第四条第一項の表第二項第三十四号に掲げる者の項に規定する貸借契約の締結

三 法第四条第一項の表第二項第三十五号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引
イ 法第四条第一項の表第二項第三十五号に掲げる者の項に規定する契約の締結

四 法第四条第一項の表第二項第三十六号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引
イ 法第四条第一項の表第二項第三十六号に掲げる者の項に規定する売買契約の締結又はその代理若しくは媒介

五 法第四条第一項の表第二項第三十七号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引
イ その代金の額が二百万円を超える貴金属等（法第二条第二項第三十七号に規定する貴金属等をいう。以下同じ。）の売買契約の締結

六 法第四条第一項の表第二項第三十八号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引
イ 法第四条第一項の表第二項第三十八号に掲げる者の項に規定する取引

七 特定事業者が前項第一号ハ又はニに掲げる取引を行う場合において、信託の受益者が特定されないとき若しくは存在しないとき、信託の受益者が受益の意思表示をしていないとき又は信託の受益者の受益権に停止条件若しくは期限が付されているときは、特定事業者が当該受益者の特定若しくは存在、当該受益の意思表示又は当該停止条件の成就若しくは当該期限の到来を知った時に当該受益者について同号ニに規定する法律関係が成立したものとみなして、同号ニの規定を適用する。（司法書士等の特定業務）

第九条 法第四条第一項の表第二項第四十号に掲げる者の項の中欄各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 租税の納付
二 罰金、科料、追徴に係る金銭又は保釈に係る保証金の納付

三 過料の納付
四 成年後見人、保険業法第二百四十二条第二項又は第四項の規定により選任される保険管理人その他の法律の規定により人又は法人のために当該人又は法人の財産の管理又は処分を行う者として裁判所又は主務官庁により選任される者がその職務として行う当該人又は法人の財産の管理又は処分

2 法第四条第一項の表第二項第四十号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一 株式会社 次のいずれかの事項

イ 設立
ロ 組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転

ハ 定款の変更
ニ 取締役若しくは執行役の選任又は代表取締役若しくは代表執行役の選定

二 持分会社 次のいずれかの事項

イ 設立

ロ 組織変更、合併又は合同会社にあつては、会社分割

ハ 定款の変更

二 業務を執行する社員又は持分会社を代表する社員の選任

3 法第四条第一項の表第二項第二十号に掲げる者の項の中欄第一号に規定する会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人

二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人

三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条に規定する組合契約によつて成立する組合

五 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合

六 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合

七 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合

八 信託法第二条第十二項に規定する限定責任信託

4 法第四条第一項の表第二項第二十号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一 前項第一号に掲げる法人 次のいずれかの事項

イ 設立

ロ 合併

ハ 規約の変更

二 執行役員の選任

二 前項第二号に掲げる法人 次のいずれかの事項

イ 設立

ロ 合併

ハ 定款の変更

二 理事の選任

三 前項第三号に掲げる法人 次のいずれかの事項

イ 設立

ロ 定款の変更

ハ 取締役の選任又は代表取締役の選定

四 前項第四号から第七号までに掲げる組合 組合契約の締結又は変更

五 前項第八号に掲げる信託 次のいずれかの事項

イ 信託行為

ロ 信託の変更、併合又は分割

ハ 受託者の変更

（司法書士等の特定取引）

第十条 法第四条第一項の表第二項第二十号に掲げる者の項から第二項第二十三号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一 特定受任行為の代理等（法第四条第一項の表第二項第二十号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等にあつては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。）を行うことを内容とする契約の締結（犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。）

二 特定受任行為の代理等を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの

（本人確認済みの顧客等との取引等）

第十一条 第八条及び前条第一号に規定する「本人確認済みの顧客等との取引」とは、次に掲げる場合における顧客等（法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下この項第二号、第四号及び第六号を除く。）及び次項において同じ。）との取引であつて、当該特定事業者（第三号及び第四号に掲げる場合にあつては、これらの号に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定めるところにより、当該顧客等が既に本人確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとつたものをいう。

一 当該特定事業者が顧客等について既に本人確認を行つており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

二 当該特定事業者が次条各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げるものと既に取引を行つたことがあり、その際に法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行つており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

三 当該特定事業者が他の特定事業者を委託して第八条第一項第一号に定める取引（同号ムに該当するものを除く。次号において同じ。）を行う場合において、当該他の特定事業者が顧客等について既に本人確認を行つており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

四 当該特定事業者が他の特定事業者を委託して第八条第一項第一号に定める取引を行う場合において、当該他の特定事業者が次条各号に掲げるものと既に取引を行つたことがあり、その際に法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行つており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

五 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継する場合において、当該他の特定事業者が顧客等について既に本人確認を行つており、かつ、当該特定事業者に対して当該本人確認について作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該本人確認記録を保存している場合

六 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継する場合において、当該他の特定事業者が次条各号に掲げるものと既に取引を行つたことがあり、その際に法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行つており、かつ、当該特定事業者に対して当該本人確認について作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該本人確認記録を保存している場合

2 第八条第一項及び前条第二号に規定する「なりすまし等が疑われる取引」とは、次の各号のいずれかに該当する取引をいう。

一 取引の相手方が契約時本人確認（第八条第一項第一号ム、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ及び第六号ロ並びに前条第二号に規定する契約の締結に際して行われた本人確認（当該契約の締結が前項の本人確認済みの顧客等との取引に該当する場合にあつては、既に行われた同項の本人確認）をいう。次号において同じ。）に係る顧客等又は代表者等になりすまししている疑いがある場合における当該取引

二 契約時本人確認が行われた際に本人特定事項を偽つていた疑いがある顧客等又は代表者等との取引

（国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの）

第十二条 法第四条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国

二 地方公共団体

三 人格のない社団又は財団

四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

五 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人（前号、次号及び第八号に掲げるものを除く。）
 六 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関
 七 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結する勤労者
 八 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者
 九 前各号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定めるもの
 （少額の取引等）

第十三条 法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。
 一 財産移転（財産に係る権利の移転及び財産の占有の移転をいう。以下この条において同じ。）を伴わない取引
 二 その価額が一万円以下の財産の財産移転に係る取引
 三 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める取引
 イ 法第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる特定事業者 二百万円以下の本邦通貨間の両替又は二百万円以下の本邦通貨と外国通貨の両替若しくは二百万円以下の旅行小切手の販売若しくは買取り
 ロ 法第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業者 その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買

四 前三号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第七条第一項に規定する記録を作成する必要がない取引として主務省令で定めるもの
 2 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は、次に掲げるものとする。
 一 法第四条第一項の表第一号の表第二項第四号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二百万円以下のもの
 二 前号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第七条第二項に規定する記録を作成する必要がない特定受任行為の代理等として主務省令で定めるもの
 （疑わしい取引の届出の方法等）

第十四条 疑わしい取引の届出をしようとする特定事業者は、文書その他主務省令で定める方法により、主務省令で定める様式に従って、疑わしい取引の届出をしなければならない。
 2 法第九条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 疑わしい取引の届出を行う特定事業者の名称及び所在地
 二 疑わしい取引の届出の対象となる取引（以下この条において「対象取引」という。）が発生した年月日及び場所

三 対象取引が発生した業務の内容
 四 対象取引に係る財産の内容
 五 対象取引に係る顧客等又は代表者等の氏名又は名称及び住所又は居所
 六 疑わしい取引の届出を行う理由
 七 その他主務省令で定める事項
 （通知義務の対象とならない外国為替取引の方法）
 第十五条 法第十条第一項に規定する政令で定める方法は、小切手又は手形の振出しその他これらに準ずるものとして主務省令で定める方法とする。

第十六条 法第十七条第五項の規定による協議の求めは、文書又はファクシミリ装置による通信により行うものとする。

（方面公安委員会への権限の委任）
 第十七条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。この場合において、法第九条第三項の規定による国家公安委員会への通知は、道公安委員会を経由して行うものとする。
 （証券取引等監視委員会への権限の委任等）
 第十八条 法第二十条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）のうち、法第二条第二項第二十一号、第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者に対する法第十三条及び第十四条第一項に定めるものは、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

2 証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告しなければならない。
 （銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）
 第十九条 法第二十条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「金融庁長官権限」という。）のうち法第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条に定めるもの（登録金融機関業務（法第二十条第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。）に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官権限等」という。）で、法第二条第二項第一号、第二号、第六号、第二十三号及び第二十四号に掲げる特定事業者（以下この条において「銀行等」という。）に対するものは、その本店（銀行法第四十七條第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十三條第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 金融庁長官権限のうち法第十三条及び第十四条第一項に定めるもの（登録金融機関業務に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官権限等」という。）で、銀行等の本店等以外の事務所、営業所その他の施設（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、前項に規定する財務局長及び福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。
 3 前項の規定により銀行等の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該銀行等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。
 （労働金庫等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）
 第二十条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第二条第二項第四号及び第五号に掲げる特定事業者に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあつては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2 金融庁長官は、前項の規定によりその権限を単独に行使したときは、速やかに、その結果を厚生労働大臣に通知するものとする。
 3 厚生労働大臣は、第一項の規定によりその権限を単独に行使したときは、速やかに、その結果を金融庁長官に通知するものとする。
 4 法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

4 法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

4 法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

4 法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

4 法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

4 法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

5 法第二十一条第二項第四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十三条及び第十四条第一項に定める厚生労働大臣の権限に属する事務は、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者（以下この条において「都道府県労働金庫」という。）に関するものに限る。都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官又は厚生労働大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

6 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十三条の規定により都道府県労働金庫から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十四条第一項の規定により都道府県労働金庫の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び厚生労働大臣に報告しなければならない。

7 法第二十一条第二項第四号に掲げる特定事業者が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、都道府県労働金庫に関するものに限る。都道府県知事が行うものとする。

（農業協同組合等に関する取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十一条 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者（以下この条において「農業協同組合等」という。）並びに同項第十号から第十三号までに掲げる特定事業者（以下この条において「漁業協同組合等」という。）に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあつては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合には、

1 前項に規定する権限を行使することを妨げない。この場合においては、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 農業協同組合等及び漁業協同組合等に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

3 農業協同組合等に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める農林水産大臣の権限（地方農政局の管轄区域を越えない区域を地区とする農業協同組合等（以下この項において「地方農業協同組合」という。）に対するものに限る。）は、地方農業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4 農業協同組合等及び漁業協同組合等に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十三条及び第十四条第一項に定める農林水産大臣の権限に属する事務は、都道府県の区域を地区とする法第二条第二項第九号、第十一号又は第十三号に掲げる特定事業者（以下この条において「都道府県連合会」という。）に関するものに限る。都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官又は農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

5 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十三条の規定により都道府県連合会から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十四条第一項の規定により都道府県連合会の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。

6 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第十三条の規定により都道府県連合会から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第十四条第一項の規定により都道府県連合会の検査を行った場合には、その結果を関係都道府県知事に通知するものとする。

（農林中央金庫に係る取引に関する行政庁の権限行使）

第二十二條 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第二条第二項第十四号に掲げる特定事業者に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあつては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合において、第二十条第二項及び第三項の規定を準用する。

（保険会社等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十三條 法第二条第二項第十六号及び第十七号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限並びに同項第十八号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限は、その本店又は主たる事務所若しくは保険業法第八十七條第一項第四号に規定する日本における主たる店舗（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で法第二条第二項第十六号から第十八号までに掲げる特定事業者の本店等以外の営業所、事務所その他の施設に対するものについて準用する。

（金融商品取引業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十四條 金融庁長官権限のうち法第十二条、第十五条及び第十八条に定めるもので、法第二条第二項第一号から第十七号まで、第二十六号及び第二十八号に掲げる特定事業者（金融商品取引法第三十三條の二に規定する登録を受けた者に限る。）並びに同項第二十号から第二十二号までに掲げる特定事業者（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）に対するものは、その本店又は主たる事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十三条に定めるもので金融商品取引業者等の本店等以外の営業所、事務所その他の施設（以下この条において「支店等」という。）に対するものについて準用する。

3 金融庁長官権限のうち法第二十条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限及び第十八条第一項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限（法第二条第二項第二十一号に掲げる特定事業者に対するものに限る。）は、金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

4 前項に規定する証券取引等監視委員会の権限で金融商品取引業者等の支店等に対するものについては、同項に規定する財務局長及び福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

5 前項の規定により金融商品取引業者等の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引業者等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6 第三項の規定は、証券取引等監視委員会の指定する金融商品取引業者等に対する同項に規定する証券取引等監視委員会の権限については、適用しない。この場合における第四項の規定の適用については、同項中「同項に規定する財務局長及び福岡財務支局長」とあるのは、「証券取引等監視委員会」とする。

7 証券取引等監視委員会は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取消したときも、同様とする。

（不動産特定共同事業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十五條 法第二条第二項第二十五号に掲げる特定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者」という。）に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

第二十九條 第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で不動産特定共同事業者の主たる事務所以外の事務所に対するものについて準用する。

3 不動産特定共同事業者に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十三条及び第十四条第一項に定める国土交通大臣の権限に属する事務は、その都道府県の区域内において行われるものに限る。都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官及び国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十三条の規定により不動産特定共同事業者から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十四条第一項の規定により不動産特定共同事業者の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び国土交通大臣に報告しなければならない。

5 不動産特定共同事業者が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、不動産特定共同事業法第三条第一項に規定する都道府県知事の許可を受けた者に限るに限り、都道府県知事が行うものとする。

(貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十六条 法第二十二項第二十七号に掲げる特定事業者（以下この条において「貸金業者」という。）に対する金融庁長官検査・是正命令等権限は、その主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で貸金業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所に対するものについて準用する。

3 貸金業者に対する金融庁長官検査等権限に属する事務は、貸金業法第三条第一項に規定する都道府県知事の登録を受けた者（以下この条において「都道府県貸金業者」という。）に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

4 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十三条の規定により都道府県貸金業者から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十四条第一項の規定により都道府県貸金業者の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官に報告しなければならない。

5 貸金業者が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、都道府県貸金業者に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。

(商品取引員に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十七条 法第二十二項第二十九号に掲げる特定事業者（以下この条において「商品取引員」という。）に対する法第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限は、その本店（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内における主たる営業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 法第十三条及び第十四条第一項に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限で、商品取引員の支店その他の本店以外の営業所（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内における支店その他の本店以外の営業所）の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。以下この条において「支店等」という。に対するものは、前項に規定する地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長も行使することができる。

3 前項の規定により商品取引員の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った地方農政局長及び経済産業局長は、当該商品取引員の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたとときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

(両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十八条 法第二十二項第三十三号に掲げる特定事業者（以下この条において「両替業者」という。）に対する法第十四条第一項に定める財務大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する財務大臣の権限で、両替業者の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、同項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3 前項の規定により両替業者の支店等に対して質問又は立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該両替業者の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して質問又は立入検査の必要を認めたとときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、質問又は立入検査を行うことができる。

4 両替業者に対する法第十三条に定める財務大臣の権限については、前三項の規定により両替業者に関して財務局長及び福岡財務支局長に委任された質問又は立入検査の権限を行使するために必要な限度において、当該財務局長及び福岡財務支局長も行使することができる。

5 前各項の規定は、財務大臣の指定する両替業者に対する第一項、第二項及び前項に規定する財務大臣の権限については、適用しない。

6 財務大臣は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

(宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十九条 法第二十二項第三十六号に掲げる特定事業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に対する法第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限で、宅地建物取引業者の支店、従たる事務所又は宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第一条の二第二号に掲げる事務所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、同項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も行使することができる。

3 宅地建物取引業者が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三条第一項に規定する国土交通大臣の免許を受けた者に限るに限り、第一項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長が行うものとする。

(司法書士等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十条 法第二十二項第四十号に掲げる特定事業者に対する法第十三条、第十四条第一項及び第十五条に定める法務大臣の権限は、その事務所（司法書士法人にあつては、主たる事務所）の所在地を管轄する法務局及び地方司法書士局長に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する法務大臣の権限で、法第二十二項第四十号に掲げる特定事業者（司法書士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する法務局及び地方司法書士局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局及び地方司法書士局長も行使することができる。

3 前項の規定により法第二十二項第四十号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め若しくは質問若しくは立入検査又は指導、助言若しくは勧告（以下この条及び次条において「検査・指導等」という。）を行った法務局又は地方司法書士局長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めたとときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

(税理士等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十一条 法第二十二項第四十三号に掲げる特定事業者に対する法第十三条、第十四条第一項及び第十五条に定める財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 前項の規定により国税庁長官に委任された権限は、当該特定事業者の事務所(税理士法人にあつては、主たる事務所)の所在地を管轄する国税局長及び税務署長に委任する。ただし、国税庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。
- 3 第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二十一条第四十三号に掲げる特定事業者(税理士法人に限る。次項において同じ)の主たる事務所以外の事務所(以下この条において「従たる事務所」という。)に対するものについては、前項に規定する国税局長及び税務署長のほか、当該従たる事務所のある所在地を管轄する国税局長及び税務署長も行使することができる。
- 4 前項の規定により法第二十一条第四十三号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して検査・指導等を行った国税局長又は税務署長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。
- (外国為替取引に係る通知義務に関する行政庁の権限委任等)
第三十二条 法第十条第一項に規定する特定事業者(以下この条において「外国為替取引業者」という。)に係る法第十条に定める事項に関する行政庁は、当該外国為替取引業者に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める権限(金融庁長官の場合にあつては、金融庁長官検査等権限)を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。
- 2 前項に規定する行政庁は、同項の規定によりその権限を単独に行使したときは、速やかに、その結果を当該外国為替取引業者について権限を有する他の行政庁に通知するものとする。
- 3 第一項に規定する行政庁たる財務大臣の権限のうち法第十四条第一項に定めるものは、外国為替取引業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。
- 4 前項に規定する財務大臣の権限で、外国為替取引業者の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所(以下この条において「支店等」という。)に対するものについては、同項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行使することができる。
- 5 前項の規定により外国為替取引業者の支店等に対して質問又は立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国為替取引業者の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して質問又は立入検査の必要を認めるときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、質問又は立入検査を行うことができる。
- 6 第一項に規定する行政庁たる財務大臣の権限のうち法第十三条に定めるものについては、前三項の規定により外国為替取引業者に関して財務局長及び福岡財務支局長に委任された質問又は立入検査の権限を行使するために必要な限度において、当該財務局長及び福岡財務支局長も行使することができる。
- 7 第三項から前項までの規定は、財務大臣の指定する外国為替取引業者に対する第三項、第四項及び前項に規定する財務大臣の権限については、適用しない。
- 8 第二十八条第六項の規定は、前項の規定による指定について準用する。
- (法定受託事務等)
第三十三条 第二十条第五項から第七項まで、第二十一条第四項及び第五項、第二十五条第三項から第五項まで並びに第二十六条第三項から第五項までの規定により都道府県が処理することとされている事項は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
- 2 都道府県知事が前項に規定する事務を行うこととする場合においては、法中同項に規定する事務に係る行政庁に関する規定は、都道府県知事に適用する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

附則

(施行期日)
第一条 この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十年三月一日)から施行する。

(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令及び疑わしい取引の届出に関する政令の廃止)
第二条 次に掲げる政令は、廃止する。
一 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令(平成十四年政令第二百六十一号)
二 疑わしい取引の届出に関する政令(平成十一年政令第三百八十九号)
(経過措置)
第三条 特定事業者が、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に、法第四条第一項の規定に準じ顧客等を特定するに足りる事項の確認を行い、かつ、法第六条の規定に準じ当該確認に関する記録を作成してこれを保存している場合(法附則第二条の規定による廃止前の金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)第二条に規定する金融機関等が同法の規定によつてした場合を除く)には、当該確認を本人確認と、当該記録を本人確認記録とみなして、第十一条第一項の規定を適用する。

第十八条第一項第一号ナ	締結	並びに法附則第五条の規定により読み替へて適用する同項第三十号
第八条第一項第一号ネ	社債、株式等の振替に関する法律第十二条第一項又は	社債等の振替に関する法律
第七条第十四号	法第二十一条第三十一号	法附則第五条の規定により読み替へて適用する法第二十一条第三十一号
第七条第一号	社債、株式等の振替に関する法律	社債等の振替に関する法律
第五条	社債、株式等の振替に関する法律	社債等の振替に関する法律
第七条第一号	社債、株式等の振替に関する法律	社債等の振替に関する法律
第八条第一項第一号	社債、株式等の振替に関する法律第十二条第一項又は	社債等の振替に関する法律

第五条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の施行の日から起算して六年を経過する日までの間における次の表の上欄に掲げるこの政令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條第一号	同項第二十号	法附則第八條の規定により読み替えて適用する同項第二十号
第七條第七号	法第二條第二項第二十号に掲げる特定事業者（ 定事業者）	法附則第八條の規定により読み替えて適用する法第二條第二項第二十号に掲げる特定事業者（同号に規定する金融商品取引業者（以下単に「金融商品取引業者」という。）にあつては
	金融商品取引法第二十八條第二項業務	金融商品取引業者にあつては金融商品取引法第二十八條第二項業務、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七條第一項に規定する旧「 <u>金融商品取引業者</u> （以下単に「 <u>金融商品取引業者</u> 」 <u>と</u> いう。）にあつては同條第二項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第一條の規定による廃止前の「 <u>金融商品取引業者</u> 」に関する法律（昭和六十二年法律百十四号）第一條第一項に規定する「 <u>金融商品取引業者</u> 」に係る業務
第十九條第一項	第六号、	及び第六号に掲げる特定事業者、旧「 <u>金融商品取引業者</u> 」並びに同項第十一号及び第二十二号
第二十四條第一項	並びに同項第二十号から第二十二号まで	、金融商品取引業者並びに同項第十一号及び第二十二号

（地方自治法施行令の一部改正）
 第六條 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
 別表第一金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）の項を削り、同表に次のように加える。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）
 第二十条第五項から第七項まで、第二十一条第四項及び第五項、第二十五条第三項から第五項まで並びに第二十六条第三項から第五項までの規定により都道府県が処理することとされている事務

（外国為替令の一部改正）
 第七條 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。
 第七條の二の次に次の一条を加える。

（法第十八條第一項第一号に規定する政令で定める外国人）
 第七條の二の二 法第十八條第一項第一号に規定する本邦内に住所又は居所を有しない外国人で政令で定めるものは、本邦に在留する外国人であつて、その所持する旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。）又は乗員手帳（出入国管理及び難民認定法第二条第六号に掲げる乗員手帳をいう。）の記載によつて当該外国人のその属する国における住所又は居所を確認することができないものとする。

第十一條の五第二項中「本人確認等（本人確認及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第三条第一項に規定する本人確認をいう。以下この項において同じ。）を「本人確認」に改め、同項各号中「本人確認等」を「本人確認」に改める。
 （保険業法施行令の一部改正）

第八條 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。
 第三十六條中（昭和三十六年法律第四百七号）の下に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）を加え、」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）を加え、」に改め、第三十九條の五第二項の下に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）を加え、」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）を加え、」に改め、同項各号中「本人確認等」を「本人確認」に改める。

第三十七條の四の五中（平成十三年法律第五十号）の下に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」を加え、「疑わしい取引の届出に関する政令及び」を「及び」に改め、第三十九條の五第二項の下に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）を加え、」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）を加え、」に改め、同項各号中「本人確認等」を「本人確認」に改める。
 （公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第九條 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。
 第三百八十七号を次のように改める。
 第三百八十七 削除
 第四百十四号の三を第四百十四号の四とし、第四百十四号の二の次に次の一号を加える。
 第四百十四の三 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）
 （公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第十條 この政令の施行の日前の犯罪行為の事実及び処分理由とされている事実については、前條の規定による改正後の公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令第三百八十七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 （郵政民営化法施行令の一部改正）

第十一條 郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。
 附則第十五條を削る。
 （証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第十二條 証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）の一部を次のように改正する。
 第六十四條を次のように改める。
 第六十四條 削除
 第七十六條を次のように改める。
 第七十六條 削除

（警察庁組織令の一部改正）
 第十三條 警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）の一部を次のように改正する。
 第二十一條第七号中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の規定による預金口座等の不正な利用の防止及び」を削る。

（警察庁組織令の一部改正）
 第十三條 警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）の一部を次のように改正する。
 第二十一條第七号中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の規定による預金口座等の不正な利用の防止及び」を削る。

(金融庁組織令及び総務省組織令の一部改正)

第十四条 次に掲げる政令の規定中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)第八条第一項」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第十四条第一項」に改める。

一 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第三条第一号
二 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)第三百三条第七号

(財務省組織令の一部改正)

第十五条 財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第八条第十六号中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)第二条第三十九号」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二条第二項第三十三号」に改める。

第五十八条第十一号中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第二条第三十九号」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第三十三号」に改める。

内閣総理大臣	福田 康夫
総務大臣	増田 寛也
法務大臣	鳩山 邦夫
財務大臣	額賀福志郎
厚生労働大臣	舛添 要一
農林水産大臣	若林 正俊
経済産業大臣	甘利 明
国土交通大臣	冬柴 鐵三

○内閣府 総務省 法務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省

犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第四條第一項、第六條第一項及び第二項、第七條第一項及び第二項、第十條第一項、第三項及び第四項並びに第十八條並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成二十年政令第二十号)第三條第一号、第五條、第八條第一項、第十條第一号、第十一條第一項、第十二條第九号、第十三條第一項第四号及び第二項第二号、第十四條第一項並びに第十五條の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十年二月一日

- 内閣総理大臣 福田 康夫
総務大臣 増田 寛也
法務大臣 鳩山 邦夫
財務大臣 額賀福志郎
厚生労働大臣 舛添 要一
農林水産大臣 若林 正俊
経済産業大臣 甘利 明
国土交通大臣 冬柴 鐵三

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則
(令第三条第一号に規定する主務省令で定めるもの等)

第一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(以下「令」という。)第三条第一号に規定する主務省令で定めるものは、賃貸に係る契約のうち解除することができない旨の定めがないものであって、賃借人が、当該契約に基づき期間の中途において当該契約に基づき義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る賃貸料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

2 機械類その他の物品の賃貸につき、その賃貸の期間(当該物品の賃貸に係る契約の解除をすることができないものとされている期間に限る。)において賃貸を受ける者から支払を受ける賃貸料の額の合計額がその物品の取得のために通常要する価額のおおむね百分の九十に相当する額を超える場合には、当該物品の賃貸は、令第三条第二号の物品の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであることに該当するものとする。

第二条 令第五条に規定する主務省令で定める契約は、次に掲げるものとする。

- 一 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約(以下「適格退職年金契約」という。)
二 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第三条又は第五条に規定する措置として行われる信託契約
三 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する退職手当等の給付に充てるため有価証券及び金銭の管理処分を行うことを目的とする信託契約
四 被用者(法人の役員を含む。以下同じ。)の給与等(所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。)から控除される金銭を信託金とする信託契約
五 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託に係る信託契約
六 厚生年金基金が締結する厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第三百三十条の二第一項及び第二項(同法第三百三十六条の三第二項において準用する場合を含む。)並びに同法第三百三十六条の三第一項第一号及び第五号へ、同法第三百六十四条第三項において準用する同法第三百三十六条の三第二項において準用する同法第三百三十条の二第二項並びに確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第九十一条の七において準用する同法第六十六条第一項の規定による同法第六十五条第一項第一号及び同法第九十一条の七において準用する同法第六十六条第二項に規定する信託の契約、国民年金基金法(平成二年政令第三百四号)第三十条第一項第一号及び第五号へ並びに第二項に規定する信託の契約、国民年金基金連合会が締結する国民年金法(昭和三十一年法律第三十七号)第五号へ並びに第二項に規定する信託の契約並びに年金積立金管理運用独立行政法人が締結する年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第五号)第二十一条第一項第三号に規定する信託の契約

第三条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「法」という。)第四條第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客等(同項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人(以下「みなし顧客等」という。)を含む。以下同じ。)又は代表者等(同条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 自然人である顧客等(次号に掲げる者を除く。)又は代表者等 次に掲げる方法のいずれか
イ 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類(次条に規定する書類をいう。以下同じ。)のうち同条第一号又は第四号に定めるもの(同条第一号口及びトに掲げるものを除く。)の提示(当該顧客等の同条第一号へに掲げる書類)を限り発行又は発給されたものを除く。ロにおいて同じ。)の代表者等からの提示を除く。を認める方法
ロ 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類のうち次条第一号口、へ又はトに掲げるものの提示(同号へに掲げる書類の提示にあつては、当該顧客等の当該書類の代表者等からの提示に限る。)を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客等又は代表者等の住居にあっては、預金通帳その他の当該顧客等又は代表者等との取引に係る文書(以下「取引関係文書」という。)を留郵便若しくはその取扱において引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるもの(以下「書留郵便等」という。)により、その取扱において転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの(以下「転送不要郵便物等」という。)として送付する方法

ハ 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類のうち次条第一号又は第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けて当該本人確認書類又はその写し(特定事業者(法第二条第二項に規定する特定事業者をいう。以下同じ)が作成した写しを含む)を第九条の規定により本人確認記録(法第六条第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ)に添付するとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されていない当該顧客等又は代表者等の住居にあてて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ニ その取扱いにおいて本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることでできる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの(特定事業者に代わって住居を確認し、本人確認書類の提示を受け、並びに第十条第一項第一号、第三号(括弧書きを除く)及び第九号に掲げる事項を特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。)により、当該顧客等又は代表者等に対して、取引関係文書を送付する方法

ホ 当該顧客等又は代表者等から、電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二二号。以下この項において「電子署名法」という。第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(当該顧客等又は代表者等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。))及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引(法第四条第一項に規定する特定取引をいう。以下同じ)に関する情報の送信を受ける方法

ヘ 当該顧客等又は代表者等から、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。第三条第六項の規定に基づき都道府県知事が発行した電子証明書(以下この号において「公的電子証明書」という。))及び当該公的電子証明書による確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引に関する情報の送信を当該公的電子証明書により確認される同項に規定する電子署名が行われた特定取引業務(電子署名法第三条第三項に規定する特定取引業務をいう。以下この号において同じ)の利用の申込みに関する情報の送信と同時に受けする方法(特定事業者が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。この場合において、当該特定事業者が同条第一項に規定する行政機関等であるときは、当該申込みに関する情報については送信を受けることを要しない)

ト 当該顧客等又は代表者等から、公的個人認証法第十七条第一項に規定する総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定取引業務の用に供する電子証明書(当該顧客等又は代表者等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるもの)に限り、当該顧客等又は代表者等に係る公的個人認証法第三条第三項に規定する利用者確認が、当該顧客等又は代表者等から、公的電子証明書及びヘに規定する申込みに関する情報の送信を受ける方法又は電子署名及び認証業務に関する法律施行規則

(平成十三年法務省省令第二号)第五条第一項各号に規定する方法により行われて発行されるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引に関する情報の送信を受ける方法

チ 令第八条第一項第一号ハからロまでに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、特定の預金又は貯金口座における口座振替の方法により決済されるものにあつては、当該口座が開設されている他の特定事業者が当該預金又は貯金口座に係る同項第一号イに掲げる取引を行う際に当該顧客等又は代表者等の本人確認(法第二条第一項に規定する本人確認をいう。以下同じ)を行い、かつ、当該本人確認に係る本人確認記録を保存していることを確認する方法(この方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。)

ニ 法第四条第一項に規定する外国人である顧客等(第五条第一項第一号に掲げる特定取引に係る者に限る。))当該顧客等から旅券等(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ)であつて、第五条第一項第一号に定める事項の記載があるものの提示を受ける方法

三 法人である顧客等 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち次条第二号又は第四号に定めるものの提示を受ける方法

ロ 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち次条第二号若しくは第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けて当該本人確認書類又はその写し(特定事業者が作成した写しを含む)を第九条の規定により本人確認記録に添付するとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店、主たる事務所、支店(会社法(平成十七年法律第八十六号)第九百三十三条第三項の規定により支店とみなされるものを含む)又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住居(以下「本店等」という)にあてて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 当該法人の代表者等から、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引に関する情報の送信を受ける方法

ニ 第一号子に掲げる方法

二 特定事業者は、顧客等又は代表者等について、前項第一号イからハまで又は第三号イ若しくはロに掲げる方法により本人確認を行う場合において、当該顧客等若しくは代表者等から提示若しくは送付を受けた本人確認書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等若しくは代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地が現在のものでないときは当該顧客等若しくは代表者等から提示若しくは送付を受けた旅券等若しくはその写し又は当該顧客等若しくは代表者等の住居の記載がないときは、当該顧客等又は代表者等から、次に掲げる書類(領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもの)を受け、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。のいずれかの提示を受け、又は当該書類若しくはその写し(特定事業者が作成した写しを含む)を第九条の規定により本人確認記録に添付することにより、当該顧客等又は代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。

一 本人確認書類

二 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書(前号に掲げるものを除く。)

三 所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料の領収証書(第一号に掲げるものを除く。)

四 公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これに準ずるもの)に係る料金(領収証書(第一号に掲げるものを除く。))

五 顧客等又は代表者等が自然人である場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該顧客等又は代表者等の氏名及び住居の記載のあるもの

六 第一号に掲げるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、同号に掲げるものに準ずるもの(当該顧客等又は代表者等が自然人の場合にあつてはその氏名及び住居、法人の場合にあつてはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。)

七 特定事業者は、法人である顧客等について、第一項第三号ロに掲げる方法により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店等に代えて、前項各号に掲げる書類(領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもの)を受け、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。のいずれかの提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けて当該書類若しくはその写し(特定事業者が作成した写しを含む)を第九条の規定により本人確認記録に添付するとともに、当該書類又はその写しの記載により当該顧客等の営業所であると認められる場所にあてて取引関係文書を送付することができる。

4 特定事業者は、みなし顧客等について、第一項第一号から二までに掲げる方法により本人確認を行う場合において、当該みなし顧客等の住居に代えて、第二項各号に掲げる書類（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもの、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれかの提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けて当該書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を第九条の規定により本人確認記録に添付するとともに、当該書類又はその写しの記載により国等（法第四条第三項に規定する政令で定めるものであって、令第十二条第三号若しくは第七号又は第八号第六号から第十号までに掲げるもの以外のものをいう。以下同じ。）の本店等若しくは営業所又は当該みなし顧客等の所属する官公署であると認められる場所において取引関係文書を交付することができる。

5 特定事業者は、第一項第一号若しくは八又は第三号に掲げる方法により本人確認を行う場合に掲げる、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することに代えて、次に掲げるいずれかの方法によることができる。

一 当該特定事業者の役員が本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等又は代表者等の住居又は本店等に赴いて当該顧客等又は代表者等に取引関係文書を交付すること。

二 当該特定事業者の役員が、第二項各号に掲げる書類（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもの、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれかの提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けて当該書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を第九条の規定により本人確認記録に添付するとともに、当該書類又はその写しの記載により当該顧客等の本店等若しくは営業所又は当該みなし顧客等の所属する官公署であると認められる場所において当該顧客等又は代表者等に取引関係文書を交付すること。

6 前各項の規定にかかわらず、令第十一条第一項各号の規定中「本人確認」を「特定取引以外の取引（法第四条第一項に規定する特定業務以外の業務に係るものを含む。）に際して行った本人確認に相当する確認」と「本人確認記録」を「本人確認記録に相当する記録」と読み替えた場合における当該顧客等との取引については、第七条第一項に定める方法により既に本人確認に相当する確認を行っていることを確認するとともに本人確認記録に相当する記録を本人確認記録として保存する方法により本人確認を行うことができる。ただし、取引の相手方が本人確認に相当する確認に係る顧客等になりすましていたる疑いがある場合における当該取引又は本人確認に相当する確認が行われた際に本人特定事項（法第四条第一項に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。）を偽っていた疑いがある顧客等との取引に該当する取引については、この限りでない。

（本人確認書類）

第四条 前条第一項に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号ハからホまでに掲げる本人確認書類及び第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ヘ及びト、第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なもの、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。）次に掲げる書類のいずれか

イ 特定取引を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

ロ 印鑑登録証明書（イに掲げるものを除く。）、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。）、戸籍の謄本若しくは抄本（台籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）、

ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ニ 国民年金法第十三条第一項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ホ 道路交通法（昭和三十一年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（昭和三十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は旅券等

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真をはり付けたもの

ト イからヘまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

二 法人（第四号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。）次に掲げる書類のいずれか

イ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑登録証明書（当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

ロ イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

三 前条第一項第二号に掲げる者 旅券等

四 外国人（日本の国籍を有しない自然人をい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び安全条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第一項の規定により本邦に在留しているものを除く。）及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人 第一号又は第二号に定めるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、第一号又は第二号に定めるものに準ずるもの（自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載のあるもの、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。）

（本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項等）

第五条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる特定取引の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める事項とする。

一 令第八条第一項第一号若しくは二に掲げる取引又は同項第五号に定める取引（当該貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領する場合におけるものに限る。） 国籍及び旅券等の番号

二 前号に掲げる取引以外の取引 住居

2 前項第一号に掲げる取引を行う場合において、出入国管理及び難民認定法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間（以下「在留期間等」という。）が九十日を超えないと認められるときは、法第四条第一項の本邦内に住居を有しないことに該当するものとする。

（本人確認の対象から除かれる取引）

第六条 令第八条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 令第八条第一項第一号ハ又は二に掲げる取引のうち、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十三条の二第二項の規定による信託に係る契約の締結又は同項の規定による信託に係る信託行為若しくは信託法（平成十八年法律第八号）第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立

二 令第八条第一項第一号ホ、ハ又はチに掲げる取引のうち、保険契約(同号トに規定する保険契約をいう。以下同じ)又は共済に係る契約(同号ヘに規定する共済に係る契約をいう。以下同じ)(次に掲げるものに限る)に係るもの

イ 年金(人の生存を事由として支払が行われるものに限る。以下同じ)、満期保険金、満期返戻金又は満期共済金を支払う旨の定め(以下「満期保険金等の定め」という。)がないもの(期間の限定がなく、人の死亡を事由として支払が行われるものであって、かつ、保険料又は共済掛金を一時に払い込むことを内容とするものを除く。)

ロ 満期保険金等の定めがあるものうち、当該保険契約又は共済に係る契約に基づき払い込まれる保険料(保険業法施行規則(平成十八年大蔵省令第五号)第五十三條第一項第四号(同令第六十條において準用する場合を含む)に規定する既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を含む)又は共済掛金(既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被共済者のために積み立てられている額を含む)の総額の百分の八十に相当する金額が年金、満期保険金、満期返戻金及び満期共済金の金額の合計を超えるもの(同令第七十四條第一号イ及び第三号に掲げる保険契約(同令第八十三條第一号ロ及び二に掲げるものを除く。)、同令第五十三條第一号イ及び第三号に掲げる保険契約並びに特別の勘定に属するもの)として経理される財産の価額により共済金その他の給付金の金額が変動する共済に係る契約その他これに準ずる共済に係る契約を除く。)

三 令第八条第一項第一号トに掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの

イ 前号イ又はロに掲げるもの

ロ 適格退職年金契約、団体扱い保険(保険契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を保険料とするものをいう。以下同じ)若しくは保険業法施行規則第八十三條第一号イからホまで若しくは同号リからラまでに掲げる保険契約又はこれらに相当する共済に係る契約

四 令第八条第一項第一号リに掲げる取引のうち、金融商品取引法第二十二條第十七項に規定する取引所金融商品市場若しくは同法第六十七條第二項に規定する店頭売買有価証券市場又はこれらに準ずる有価証券の売買若しくは同法第二十三條第三項に規定する外国市場デリバティブ取引を行う(金融庁長官が指定する国又は地域に限る。)の市場において、当該市場における取引に参加できる資格に基づき、当該市場の取引に参加して行うもの

五 令第八条第一項第一号リ又はロに掲げる取引のうち、特定事業者及び日本銀行の間で行われるもので、日本銀行において振替決済がされるもの

六 令第八条第一項第一号力に掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ 特定事業者及び日本銀行の間で行われるもので、日本銀行において振替決済がされるもの

ロ 第二号イ若しくはロ又は第三号ロに掲げるものに基づくもの

ハ 法第二十二條第三十五号に規定する利用者たる顧客が同号に規定するクレジットカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務の提供の事業者等から商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務の提供の事業者等から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する取引に係るもの

七 令第八条第一項第一号タに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ 令第八条第一項第一号タに規定する無記名の公社債の本券又は利札を担保に提供するもの

ロ 国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入に係るもの

ハ 現金の支払いをする取引で為替取引又は令第八条第一項第一号タに規定する自己宛小切手の振出しを伴うものうち、顧客等(みなし顧客等を除く。第八号及び第十二号において同じ。)の預金若しくは貯金の受入れ又は払戻しのために行うもの(当該取引の金額が二百万円を超えないものを除く。)

八 令第八条第一項第一号イ、リ、ル、カ、ネ又はチに掲げる取引のうち、特定通信手段(特定事業者及び日本銀行並びにこれらに相当する者で外国に本店又は主たる事務所を有するもの(以下この号において「外国特定事業者」という。))の間で利用される国際的な通信手段であつて、当該通信手段によって送信を行う特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を特定するために必

要な措置が講じられているものとして金融庁長官が指定するものをいう。)を利用する特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を顧客等とするものであつて、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われるもの(外国特定事業者との取引については、金融庁長官が指定する国又は地域に本店又は主たる事務所を有するものとの取引を除く。)

九 令第八条第一項第二号に定める取引のうち、貸貸人が貸貸を受ける者から一回に受け取る貸貸料の額が十万円以下のもの

十 令第八条第一項第五号に定める取引のうち、代金の支払の方法が現金以外のもの

十一 令第八条第一項第六号に定める取引のうち、次に掲げるもの

イ 提供する役務の性質に応じ、次に掲げるいずれかの条項を含む契約の締結

(1) あて先に法第二十二條第三十八号に掲げる特定事業者であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載がない郵便物(同号に規定する郵便物をいう。②において同じ)の受取をせず、又は電話による連絡を受ける際には当該商号その他の文言を明示する旨の条項

(2) 現金を内容とする郵便物又は法第二十六條第一項に規定する特定事業者から送付された郵便物(表面の記載その他外観から預貯金通帳又は預貯金の引出用のカードを内容とするものでないことが明らかなるものを除く。)に関しては受取をしない旨の条項

ロ 電話(ファクシミリ装置による通信を含む)を受けて行う業務であつて、商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品、権利若しくは役務を提供する契約についての申込みの受付若しくは締結を行う業務に係る契約の締結

十二 令第八条第一項各号に定める取引のうち、次に掲げるもの

イ 国又は地方公共団体を顧客等とし、当該取引の任に当たっている当該国又は地方公共団体の職員が法令上の権限に基づき、かつ、法令上の手続に従い行う取引であつて、当該職員が当該権限を有することを当該国若しくは地方公共団体が証明する書類又はこれに類するものが提示され又は送付されたもの

ロ 破産管財人又はこれに準ずる者が法令上の権限に基づき行う取引であつて、その選任を裁判所が証明する書類又はこれに類するものが提示され又は送付されたもの

2 令第十條第一号に規定する主務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 令第十條第一号に規定する特定委任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第五十号)第二條第一号に規定する任意後見契約の締結

二 前号に規定する特定委任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、前項第十二号イ又はロに掲げる取引

(顧客等)について既に本人確認を行っていることを確認する方法)

第七條 令第十一條第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げるもののいずれかにより顧客等(国等である場合にあつては、みなし顧客等又は当該国等(令第十二條第三号に掲げるものを除く。))以下この条において同じ)が本人確認記録(住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他これらに準ずるものが記録されているものに限る。以下この条において同じ)に記録されている顧客等と同一であることを確認するとともに、当該確認を行った取引に係る第十四條第一号から第三号までに掲げる事項を記録し、当該記録を当該取引が行われた日から七年間保存する方法とする。ただし、特定事業者(令第十一條第三号及び第四号に掲げる場合)は、これらの号に規定する他の特定事業者(顧客等又は代表者等と面識がある場合)他の顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らか場合は、この限りでない。

一 預貯金通帳その他の顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること。

二 顧客等しか知り得ない事項その他の顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けること。

2 前項の規定は、取引の相手方が当該本人確認に係る顧客等になりすまして疑いがある場合における当該取引又は当該本人確認が行われた際に本人特定事項を偽つていた疑いがある顧客等との取引については、適用しない。

(国等に準ずる者)
第八条 令第十二条第九号に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 勤労者財産形成基金
- 二 厚生年金基金
- 三 国民年金基金
- 四 国民年金基金連合会
- 五 企業年金基金
- 六 令第八条第一項第一号イ又はロに規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を預金若しくは貯金又は同号ロに規定する定期積金等とするものを締結する被用者
- 七 第二条第四号に掲げる信託契約を締結する被用者
- 八 団体扱い保険又はこれに相当する共済に係る契約を締結する被用者
- 九 令第八条第一項第一号リに規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を当該行為の対価とするものを締結する被用者
- 十 令第八条第一項第一号力に規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭により返済がされるものを締結する被用者
- 十一 有価証券の売買を行う外国(国家公安委員会及び金融庁長官が指定する国又は地域に限る。)の市場に上場又は登録している会社

(本人確認記録の作成方法)

第九条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。
一 本人確認記録(次号に規定する添付資料を含む。第十一条第二項において同じ。)を文書、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)又はマイクロフィルム(次号ロに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。)を用いて作成する方法
二 次のイからハまでに掲げる場合に於いて当該イからハまでに定めるもの(以下「添付資料」という。)を本人確認記録に添付する方法
イ 第三条第一項第一号ハ又は第三号ロに掲げる方法により本人確認を行ったとき
ロ 第三条第一項第一号ホからトまで又は第三号ハに掲げる方法により本人確認を行ったとき
ハ 第三条第二項各号に掲げる書類又はその写しの送付を受けることにより、同項の規定により顧客等若しくは代表者等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったとき又は同条第三項若しくは第四項の規定により当該各所に規定する場所の確認を行ったとき 当該確認に用いた書類又はその写し

(本人確認記録の記録事項)

第十条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
一 本人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
二 本人確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
三 本人確認のために本人確認書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付及び時刻(当該提示を受けた本人確認書類の写しを本人確認記録に添付し、本人確認記録と共に次条第一項に定める日から七年間保存する場合にあつては、日付に限る。)
四 本人確認のために本人確認書類又はその写しの送付を受けたときは、当該送付を受けた日付
五 第三条第一項第一号ロからニまで又は第三号ロに掲げる方法により本人確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付
六 第三条第五項の規定により本人確認を行ったときは、同項に規定する交付を行った日付
七 本人確認を行った方法
八 本人確認を行った方法
九 本人確認のために本人確認書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類の名称、記号番号その他の他の当該本人確認書類を特定するに足りる事項

十三 第三条第二項の規定により顧客等又は代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったときは、当該確認の際に提示を受けた書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項

十四 第三条第三項又は第四項の規定により当該各所に規定する場所にあつて、取引関係文書を送付することにより本人確認を行ったときは、営業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該場所の確認の際に提示を受けた書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項

十五 顧客等(みなし顧客等を除く。)の本人特定事項
十六 代表者等による取引のときは、当該代表者等の本人特定事項及び当該代表者等と顧客等との関係

十七 顧客等(みなし顧客等を除く。)の本人特定事項、当該国等の名称その他の当該国等を特定するに足りる事項及び当該みなし顧客等と国等との関係
十八 顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名称を取引に用いるときは、当該名称並びに顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名称を用いる理由

十九 取引記録等(法第七条第三項に規定する取引記録等をいう。以下同じ。)を検索するための口座番号その他の事項
二十 第五条第二項の規定により在留期間等の確認を行ったときは、同項に規定する旅券又は許可書の名称、日付、記号番号その他の当該旅券又は許可書を特定するに足りる事項

二十一 特定事業者は、添付資料を本人確認記録に添付するとき又は前項第三号の規定により本人確認書類の写しを本人確認記録に添付するときは、前項各号に掲げるものうち当該添付資料又は当該本人確認書類の写しに記載がある事項については、同項の規定にかかわらず、本人確認記録に記載しないことができる。

二十二 特定事業者は、第一項第十二号から第十六号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合は、当該変更又は追加に係る内容を本人確認記録に付記するものとし、既に本人確認記録又は第一項第三号の規定により添付した本人確認書類の写し若しくは添付資料に記載され、又は記載されている内容(過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。)を消去してはならない。この場合において、特定事業者は、本人確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容を別途記録し、当該記録を本人確認記録と共に保存することができる。

(本人確認記録の保存期間)
第十三条 法第六条第二項に規定する主務省令で定める日は、取引終了日及び本人確認済み取引に係る取引終了日のうち後に到来する日とする。

第十四条 前項に規定する「取引終了日」とは、次に掲げる本人確認記録を作成した取引の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める日とする。
一 令第八条第一項第一号イからハまで、チからヌまで、ル(媒介又は代理を行う)ことを内容とする契約を除く。、ワ(媒介又は代理を除く。)、カ(媒介を除く。)、ク(若しくはソからナまでに掲げる取引、同項第一号イ、第三号イ、第五号イ若しくは第六号イに掲げる取引又は令第十条第一号イに掲げる取引、当該取引に係る契約が終了した日
二 令第八条第一項第一号ト、ル(媒介又は代理を行う)ことを内容とする契約に限る。、ヲ、ワ(媒介又は代理に限る。)、カ(媒介に限る。)、ヨからレまで、ラ若しくはムに掲げる取引、同項第二号ロ若しくは第三号ロに掲げる取引、同項第四号に定める取引、同項第五号ロ若しくは第六号ロに掲げる取引又は令第十条第二号に掲げる取引、当該取引が行われた日
三 第一項に規定する「本人確認済み取引に係る取引終了日」とは、令第八条第一項各号に定める取引又は令第十条第一号に掲げる取引であつて本人確認済みの顧客等との取引に該当する取引があつた場合において、前項の規定中「本人確認記録を作成した取引」とあるのを「本人確認済みの顧客等との取引」と読み替えて同項の規定を適用したときにおける同項に定める日とする。

(取引記録等の作成・保存義務の対象から除外される取引等)
 第十二条 令第十三条第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとす
 る。
 一 自動預払機その他これに準ずる機械を通じてされる顧客等との間の取引(為替取引のために当該他の特定事業者が行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻しを除く。)
 二 保険契約又は共済に係る契約に基づき一定金額の保険料又は共済掛金を定期的に收受する取引
 三 当せん金付証券法(昭和二十二年法律第四十四号)第二条第一項に規定する当せん金付証券
 又はスポート振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十二号)第二条に規定するスポ
 ー振興投票券の販売及び当該当せん金付証券に係る当せん金品又は当該スポート振興投票券に係
 る払戻金であつて二百万円以下のもの交付
 四 ち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの
 五 法第二条第二項第三十八号に規定する業務で現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係る
 もの以外のものに係る取引
 六 令第十三条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、任意後見契約に関する法律第一条
 第四号に規定する任意後見人の事務として行う特定受任行為の代理等(法第四条第一項の表に規定
 する特定受任行為の代理等をいう。以下同じ。)とする。
 (取引記録等の作成方法)
 第十三条 法第七条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める方法は、文書、電磁的記録又はマ
 イクロフィルムを用いて作成する方法とする。
 (取引記録等の記録事項)
 第十四条 法第七条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものと
 する。

- 一 口座番号その他の顧客等の本人確認記録を検索するための事項(本人確認記録がない場合に
あつては、氏名その他の顧客等又は取引若しくは特定受任行為の代理等を特定するに足りる事項)
- 二 取引又は特定受任行為の代理等の日付
- 三 取引又は特定受任行為の種類
- 四 取引又は特定受任行為の代理等に係る財産の価額
- 五 財産移転(令第十三条第一項に規定する財産移転をいう。以下この号において同じ。)を伴う取
引又は特定受任行為の代理等にあつては、当該取引又は特定受任行為の代理等及び当該財産移転
に係る移転元又は移転先(当該特定事業者が行うのが当該財産移転に係る取引、行為又は手続の
一部分である場合は、それを行った際に知り得た限度において最初の移転元又は最後の移転先を
いう。以下同じ。)の名称その他の当該財産移転に係る移転元又は移転先を特定するに足りる事項
六 前各号に掲げるもののほか、顧客との間で行う為替取引(本邦から外国へ向けた支払又は外国
から本邦へ向けた支払に係るものを除く。)が当該取引を行う特定事業者(法第二条第二項第一号
から第十五号までに掲げる特定事業者に限る。以下この号及び次号において同じ。)と移転元又は
移転先に係る特定事業者(以下この号において「他の特定事業者」という。)との間の資金決済を
伴うものであり、かつ、当該取引に係る情報の授受が当該取引を行う顧客に係る特定事業者と当
該他の特定事業者との間において電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通
信の技術を利用する方法をいう。)により行われる場合には、次のイ又はロに掲げる区分に応じ
てそれぞれ当該イ又はロに定めることを行うに足りる事項
イ 他の特定事業者への資金の支払を行う取引である場合 他の特定事業者から当該他の特定事
業者に保存されている取引記録に基づき当該取引に係る顧客の確認を求められたときに、求
められた日から三営業日以内に当該取引を特定して当該顧客の本人確認記録を検索すること
(本人確認記録がない場合にあっては、求められた日から三営業日以内に当該取引を特定して
氏名又は名称その他の当該顧客を特定すること)。

ロ 他の特定事業者からの資金の受取を伴う取引である場合 他の特定事業者との間で授受され
る当該取引に係る情報を検索すること。
 七 第一号から第五号までに掲げるもののほか、次のイからハまでに掲げる場合においては、当該
イからハまでに定める事項
イ 特定事業者が法第十条第一項の規定により他の特定事業者又は外国所在為替取引業者(同項
に規定する外国所在為替取引業者をいう。以下同じ。)に通知する場合 当該通知をした事項
ロ 特定事業者が外国所在為替取引業者から法第十条の規定に相当する外国の法令の規定による
通知を受けて外国から本邦へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合であつて、当該支払を
他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託しないとき 当該通知を受けた事項
ハ 特定事業者が他の特定事業者から法第十条第三項又は第四項の規定による通知を受けて外国
から本邦へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合であつて、当該支払を他の特定事業者又
は外国所在為替取引業者に再委託しないとき 当該通知を受けた事項
(届出様式等)
第十五条 令第十四条第一項の規定による届出をしようとする特定事業者は、別記様式第一号から第
三号までの届出書を行政庁に提出しなければならない。
 2 前項に規定する届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録
したフレキシブルディスク及び別記様式第四号のフレキシブルディスク提出票を提出することによ
り行うことができる。
 (通知義務の対象とならない外国為替取引の方法)
 第十六条 令第十五条に規定する主務省令で定める方法は、公職選挙郵便規則等の一部を改正する省
令(平成十九年総務省令第百二十二号)附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものと
される同令附則第二条の規定による廃止前の国際郵便為替規則(平成十五年総務省令第十号)第二
条第一項に規定する通常為替、払込為替及び払出為替とする。
 (特定事業者の通知事項等)
 第十七条 法第十条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じてそれ
ぞれ当該各号に定める事項とする。ただし、特定事業者と主たる外国所在為替取引業者との資金決
済を補助する他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に対する通知については、この限りでない。
 一 自然人 次に掲げる事項
 イ 氏名
 ロ 住居又は第十条第一項第九号に掲げる事項若しくは顧客識別番号(顧客と支払に係る為替取
引を行う特定事業者が管理している当該顧客を特定するに足りる記号番号をいう。次号ロにお
いて同じ。)
 ハ 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じてそれぞれ当該(1)又は(2)に定める事項
 (1) 預金又は貯金口座を用いる場合 当該口座の口座番号
 (2) 預金又は貯金口座を用いない場合 取引参照番号(顧客と支払に係る為替取引を行う特定
事業者が当該取引を特定するに足りる記号番号をいう。)
 二 法人 次に掲げる事項
 イ 名称
 ロ 本店若しくは主たる事務所の所在地又は顧客識別番号
 ハ 前号ハに掲げる事項
 2 法第十条第三項及び第四項に規定する主務省令で定める事項は、前項に規定する事項に相当する
事項とする。

第十八条 法第十四条第一項又は第十七条第三項の規定による立入検査をする職員が立入検査を示す証明書(以下「身分証明書」という。)の様式は、別記様式第五号のとおりとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- 一 金融庁若しくは証券取引等監視委員会又は財務省若しくは福岡財務支局の職員が立入検査(財務大臣の権限によるものを除く。)をするときに携帯すべき証明書
二 法第二十条第二項第八号から第十四号まで又は第十九号に掲げる特定事業者に対して農林水産省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書
三 法第二十条第一項から第四項までに規定する行政庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の内部部局(法第十四条第一項の規定による立入検査に関する事務を所掌するものに限る。)の局長並びに外局及び地方支分部局の長(立入検査の権限の委任を受けた者に限る。)が都道府県知事又は警視總監若しくは道府県警察本部長は、当該職員に対し、身分証明書を発行することができる。(立入検査に関する協議)

第十九条 協議(法第十七条第五項に規定する協議をいう。以下この条において同じ。)の求めは、国家公安委員会が法第十七条第四項の通知を発出してから二週間以内に行うものとする。

- 二 立入検査の権限を行使する場合は共同で行うよう協議の相手方から求められたときはこれに応じ、その日時、方法等について調整を図ること。
三 前二号に掲げるもののほか、特定事業者の負担の軽減、事実を確認するための資料の適時の収集、立入検査の効率的な実施等に関し必要な事項について調整を図ること。
四 国家公安委員会及び行政庁は、やむを得ない場合を除き、協議の求めが行われた日から一月以内に調整を図るものとする。(外国通貨によりなされる取引の換算基準)

第二十条 法、令及びこの規則を適用する場合における本邦通貨と外国通貨との間又は異種の外国通貨相互間の換算は、次に掲げる区分及び方法による場合を除き、当該規定においてその額について当該換算をすべき取引又は特定受任行為の代理等が行われる日における外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場を用いて行うものとする。

- 一 法第四条第一項の表第二号第二項第一号から第三号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務に係る取引のうち、本邦通貨と外国通貨との売買を伴うもの。当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法
二 両替のうち本邦通貨と外国通貨との売買に係るもの。当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法
(施行期日)
第一条 この命令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十年三月一日)から施行する。(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則等の廃止)
第二条 次に掲げる命令は、廃止する。
一 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成十四年財内閣府、総務省、法務省、農林水産省、令第一号)
二 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項の規定による立入検査をする職員が携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令(平成十四年財内閣府、総務省、法務省、農林水産省、令第二号)
三 疑わしい取引の届出の方法等に関する命令(平成十一年総理府令第一号)

第三十条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の施行の日の前日までの間における第六条第一項の規定の適用については、「次に掲げる取引」とあるのは、「次に掲げる取引及び令第八条第一項第一号に掲げる取引のうち社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十九条の二第三項本文に規定する申出による口座の開設」とする。

第四十条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第七条の規定の施行の日の前日までの間における第四十条第一号ハの規定の適用については、同号ハ中、「後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証」とあるのは、「若しくは介護保険の被保険者証、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十三条に規定する健康手帳の医療の受給資格を証するページ」とする。
第五十条 次の表の上欄に掲げるこの命令の規定の適用については、当分の間、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

Table with 4 columns: 第十四条第六号, 第十四条第七号イ, 第十七条第一項各号列記以外の部分, 第十七条第二項. It details the replacement of terms in the law regarding health insurance and other matters.

疑わしい取引の届出について
知事による収益の移転防止に関する法律第九条第一項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。
※届出履歴(記入しないこと)

Table for reporting suspicious transactions. Columns include: 届出者(氏名・住所), 届出相手(住所), 届出内容, 届出年月日, 届出番号, 届出場所(支店・所在地), 届出理由(支店・所在地), 届出相手(住所), 届出内容, 届出年月日, 届出番号, 届出場所(支店・所在地).

顧客等に関する情報			
フリガナ			
氏名(法人名)			
フリガナ			
通称・異名等			
個人・法人の別	生年月日(設立日)	性別	
国籍	在留資格		
電話番号			
電子メールアドレス等			
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
勤務先名(その他の連絡先)	事業内容		
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
届出理由			
カインアイコン番号	捜査機関等からの照会の有無		
備考			

- 備考 1 届出書は、顧客等ごとに作成すること。ただし、預貯金口座等の継続的取引関係に係る名義を複数有している顧客等については、取引名義ごとに作成すること。
- 2 別記様式第2号に本人確認に関する事項及び別記様式第3号に取引に関する事項を記入して添付すること。本人確認に関する事項については、本届出書を提出する際に確認している事項を記入すること。
- 3 すべて西暦で記入すること。
- 4 「届出番号」の届出年は、届出年月日の届出年と一致させ、歴年で記入すること。また、届出番号は、毎年1月1日以降の最初のものを「1」とすること。
- 5 漢字表記の氏名(外国人を含む。)は、姓と名との間に間隔を置くこと。

- 6 外国人の氏名は、原則としてアルファベット表記で記入すること。アルファベット表記のほかは漢字表記もある場合は、アルファベット表記を「氏名(法人名)」に、漢字表記を「通称・異名等」に記入すること。この場合において、アルファベット表記は該当する漢字のままとまりごとに間隔を置いて記入すること。
- 7 法第4条第1項に規定する本人特定事項以外の勤務先、性別、国籍、在留資格その他の事項についても、取引の申込書の記載、本人確認書類の写し、窓口担当者からの聴取等を参考として、可能な限り記入すること。
- 8 「電話番号」は、住居、携帯電話、事務所等複数の連絡先がある場合には、すべて記入すること。
- 9 「電子メールアドレス等」は、電子メールアドレスその他インターネット等を利用した連絡先に係る事項を記入すること。
- 10 「届出理由」欄は、取引の状況、顧客等の態様、疑わしいとの判断の要素等を可能な限り具体的に記入すること。記入欄に書ききれない場合は、別紙として続きを添付すること。
- 11 「カインアイコン番号」は、各行政庁が示した疑わしい取引の届出の参考事例(ガイドアイコン)における番号を記入すること。
- 12 「捜査機関等からの照会の有無」は、法第11条第1項に規定する検察官等からの照会の有無を記入すること。
- 13 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号(第15条関係) 顧客等及び関係者の本人確認に関する事項

顧客等(個人・法人)の本人確認			
本人確認書類の種類1	書類番号1		
本人確認書類の種類2	書類番号2		
本人確認書類の種類3	書類番号3		
代表者・取引担当者・代理人・その他関係者の本人確認			
フリガナ			
氏名			
生年月日・性別	関連内容		
国籍	在留資格		
電話番号			
電子メールアドレス等			
〒・住所			
ビル名等			
勤務先名(その他の連絡先)	事業内容		
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
本人確認書類の種類1	書類番号1		
本人確認書類の種類2	書類番号2		

フリガナ	
氏名	
生年月日・性別	関連内容
国籍	在留資格
電話番号	
電子メールアドレス等	
〒・住所	
ビル名等	事業内容
勤務先名 (その他の連絡先)	
〒・住所 (所在地)	
ビル名等	
本人確認書類の種類 1	書類番号 1
本人確認書類の種類 2	書類番号 2
継続的取引関係に関する事項	
継続的取引関係の有無の別	営業所・代理店等名称
営業所・代理店等 〒・所在地	
取引 (口座等) 種類	顧客 (口座等) 番号
開始年月日	取引の申込み方法
備考	

- 備考 1 顧客等が同一名称で複数の支店に口座を有する場合は、この様式を口座等ごとに作成すること。
- 2 「本人確認書類の種類」は運転免許証、住民基本台帳カード、外国人登録証明書等の種別を記入し、「書類番号」は本人確認書類の番号を記入すること。本人確認を行っていないものは、不要、未済、不明等の別を記入すること。
- 3 「代表者・取引担当者・代理人・その他関係者」は、法第 4 条第 2 項の規定により自然人に限られていることに留意すること。
- 4 「関連内容」は、代表者、取引担当者、代理人、統括その他の顧客等との関連内容を記入すること。
- 5 「継続的取引関係に関する事項」欄は、預貯金その他の口座の開設、クレジットカード等の交付その他顧客等との継続的取引の開始 (本人確認済みの顧客等としての取扱いの開始を含む。) をした際に記録した事項を記入すること。
- 6 「営業所・代理店等名称」は取引を開始した営業所、代理店等の名称を記入し、「営業所・代理店等所在地」は当該営業所、代理店等の住所を都道府県名から記入すること。
- 7 「取引 (口座等) 種類」は、証券、商品先物その他の取引の種類を記入すること。なお、預貯金契約の締結の場合は、普通口座、決済用口座等の種別を記入すること。
- 8 「開始年月日」は、継続的取引の開始年月日を記入すること。
- 9 「取引の申込み方法」は、窓口、郵送、インターネット等の種別を記入すること。
- 10 1 から 9 までのほか、別記様式第 1 号の備考に記載のある事項については、この様式の作成についても同様とすること。

別記様式第 3 号 (第 15 条関係)

取引に関する事項

重要取引	
当該取引の成立・未成立の別	
当該取引年月日	
当該取引の取扱店	特定事業者名称 営業所・販売店等名称 営業所・販売店等 〒・所在地
	取引形態
	業務内容
	決済方法
	取引金額
	通貨単位
	両替後の通貨単位
当該取引に関する情報	手形・証券、金地金等の財産の種類別
	手形・証券、金地金等の財産の番号
	不動産の種類別
	不動産の地番
	その他 (特許等)
	個人・法人の別
	フリガナ
	(株) 住所先の氏名 (法人名)
	銀行・クレジットカード会社等の種別
	銀行・クレジットカード会社等の名称
	営業所・代理店等名称
	口座・クレジットカード等種別
	口座・クレジットカード等番号
	送金先 (元) 国名
	取引目的
当該取引の際に使用した通称・異名等	
備考	預貯金口座・クレジットカード番号を併用して行われた場合

備考 1 預貯金口座その他の継続的取引関係に基づき個別の取引についてこの様式を作成する場合

- 合は、別記様式第 2 号に記載の口座等ごとに作成及び添付すること。
- 2 多数の取引がある場合は、この様式を複数作成して添付すること。
- 3 多数の取引について届け出る場合であつて、取引記録等の写しを添付する場合は、主要な取引を除き、当該写しに記載のある取引については記入しないことができること。
- 4 「重要取引」欄は、重要な取引に○印を記入すること。
- 5 「営業所・販売店等名称」は個別の取引を行った営業所、代理店、販売店等の名称を記入すること。クレジットカード等に係る取引の場合は、商品の販売、役務の提供等を行った事業者及び店舗の名称を記入すること。「支店・販売店等所在地」は当該支店等の住所を都道府県名から記入すること。
- 6 「取引形態」は、窓口、訪問、インターネット、ATM等の種別を記入すること。
- 7 「決済方法」は、現金、口座振替、クレジットカード等その他の種別を記入すること。
- 8 「取引金額」は、金銭の場合はその額を記入すること。金銭以外の場合は、取引時点の(推定)時価換算額を記入すること。
- 9 「その他(特徴等)」は、宝石のカラット数・デザイン、外国の有価証券に関する特徴等を記入すること。
- 10 「預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合」欄は、次のとおり記入すること。
 - (1) 銀行等の場合、別記様式第 1 号の顧客等以外の(概)仕向先(送金先(元))を記入すること。
 - (2) 銀行等以外の事業者(クレジットカード等の発行者を除く。)の場合、顧客等の利用した預貯金口座、クレジットカード等について記入すること。
 - (3) クレジットカード等の発行者の場合、顧客等の利用した預貯金口座を記入すること。
- 11 「取引目的」は、外国送金の目的、不動産の売買目的その他の取引目的を把握した場合に記入すること。
- 12 1 から 11 までのほか、別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号の備考に記載のある事項については、この様式の作成についても同様とすること。

別記様式第 4 号 (第 15 条関係)

股

事業 者 名	年 月 日
代 表 者 名	印
所 在 地	
郵 署 ・ 担 当 者	
電 話 番 号	

クレジットカード提出票

犯罪による収益の移転防止に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 15 条第 1 項の規定する届出書に記載すべきこととされている事項を記録したクレジットカードを次のとおり提出します。

クレジットカードに記録されている顧客等の氏名又は名称

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 5 号 (第 18 条関係)

表 面

第	号
犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定による 立入検査をする職員的身分証明書	
所属 部 局	官 職
氏 名	年 月 日 生
年 月 日 交付	印
発行者名	真

裏 面

犯罪による収益の移転防止に関する法律 (抄)

- (立入検査)
- 第十四条 行政庁は、この法律の施行に必要と認めるときは、当該職員に特定事業者その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 4 (略)
- (国家公安委員会の意見の陳述)
- 第十七条 (略)
- 2 しくは資料の提出を求め、又は相当と認める仮置府県警察に必要な調査を行うことができる。
- 3 前項の指示を受けた都道府県警察の警務部長又は連府県警察本部 長は、同項の調査を行うため特に必要があるとき認め、関係する他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。この場合においては、第十四条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 4・5 (略)
- 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 一 (略)
 - 二 第十四条第一項若しくは第十七条第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とすること。

内閣府 総務省 法務省
○財務省 厚生労働省 農林水産省 令第二号
経済産業省 国土交通省

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項及び第四項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十八条の規定に基づき、疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成二十年二月一日

内閣総理大臣 福田 康夫
総務大臣 鳩山 寛也
法務大臣 増田 邦夫
財務大臣 額賀福志郎
厚生労働大臣 舛添 要一
農林水産大臣 若林 正俊
経済産業大臣 甘利 明
国土交通大臣 冬柴 鐵三

疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則

第一条 この規則において使用する用語は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二条 この規則において、情報通信技術利用法第三条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行われることができる申請等は、法第九条第一項の規定による届出（以下「疑わしい取引の届出」という。）とする。

第三条 電子情報処理組織を使用して疑わしい取引の届出を行うとする特定事業者は、次に掲げる事項をあらかじめ警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（以下「犯罪収益移転防止管理官」という。）に届け出なければならない。

- 一 特定事業者の名称、業種、主たる営業所又は事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 希望する識別符号（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号をいう。以下同じ。）
- 三 連絡担当者の氏名及び連絡先その他必要な事項

第四条 犯罪収益移転防止管理官は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出をした特定事業者に対し、識別符号を通知するものとする。

第五条 犯罪収益移転防止管理官は、届出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を中止したときは、遅滞なく、その旨を犯罪収益移転防止管理官に届け出なければならない。

第六条 犯罪収益移転防止管理官は、第一項の規定による届出をした特定事業者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないとき、当該電子情報処理組織の使用を停止させることができる。

第七条 届出の入力事項等

第四条 電子情報処理組織を使用して疑わしい取引の届出を行うとする特定事業者は、行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年財 内閣府 総務省 法務省 令第一号。以下「施行規則」という。）第十五条第一項の規定において書面に記載すべきこととされている事項その他当該届出が行われるべき行政庁が定める事項及び前条第二項の規定により通知された識別符号を入力して、当該届出を行わなければならない。

2 前項の規定により届出を行うとする特定事業者は、施行規則第十五条第一項に規定する書面に添付すべきこととされている書面等（以下この項において「添付書面等」という。）に記載されている事項及び記載すべき事項を併せて入力して送信することをもって、当該添付書面等の提出に代えることができる。

（届出において名称を明らかにする措置）
第五条 施行規則第十五条第一項の規定に基づく届出においてすべきこととされている署名等に代わるものであつて、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第三条第二項の規定により通知された識別符号を行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から入力することをいう。

（届出の受理に係る電子計算機）
第六条 行政庁は、第二条の規定による届出の受理については、国家公安委員会及び主務大臣が協議して定める電子計算機を使用して行わなければならない。

（手続の細目）
第七条 この規則に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、国家公安委員会及び主務大臣が協議して定める。

附則
（施行期日）
第一条 この規則は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年三月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）
第二条 第三条第一項の規定による届出及びこれに関して必要な手続その他の行為（識別符号の通知を含む）は、この規則の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

○国家公安委員会規則第一号

警察法施行令(昭和二十九年政令第百五十一号)第十三条第一項の規定に基づき、疑わしい取引に関する情報取扱規則(平成十九年国家公安委員会規則第九号)の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年二月一日

国家公安委員会委員長 泉 信也

疑わしい取引に関する情報取扱規則の一部を改正する規則

題名を次のように改める。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 疑わしい取引に関する情報の取扱い(第四条―第九条)

第三章 報告徴収等及び意見陳述(第十条―第十三条)

第四章 国家公安委員会への報告等(第十四条)

第五章 雑則(第十五条)

第一章 総則

第一条を次のように改める。

第一条 この規則は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十一号、以下「法」という。)の規定に基づく事務に関し、適正かつ効果的な実施を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

第二条第一号を次のように改める。

一 特定事業者 法第二条第二項に規定する特定事業者をいう。

第二条第二号を削り、同条中第三号を第二号とし、第四号を次のように改め、同条を第三号とする。

二 疑わしい取引に関する情報 法第十一条第一項に規定する疑わしい取引に関する情報をいう。

第三条中第五号を第四号とし、同条に次の三号を加える。

五 意見陳述 法第十七条第一項の規定による意見陳述をいう。

六 報告徴収 法第十七条第二項の規定による報告又は資料の提出の求めをいう。

七 立入検査 法第十七条第三項の規定による立入検査をいう。

第十条を第十五条とし、同条の前に次の章名を付する。

第五章 雑則

第九条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

第九条 長官は、委員会に対し、少なくとも毎年一回、次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 通知並びに疑わしい取引に関する情報の保管、提供、記録の閲覧及び謄写並びにその写しの送付並びに抹消の状況

二 報告徴収等の実施状況

三 前二号に掲げるもののほか、法の施行に係る状況

第九条第二項中「通知状況等その他の疑わしい取引に関する情報」を「法の施行」に改め、同条第三項中「疑わしい取引に関する情報について」を削り、「疑わしい取引に関する情報の保管に係る措置等」を「法の施行に関する事項」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章 国家公安委員会への報告等

第八条を第九条とし、同条の次に次の一章を加える。

第三章 報告徴収等及び意見陳述

(行政庁との連携)

第十条 国家公安委員会(以下「委員会」という。)並びに警視総監及び道府県警察本部長は、法第七条に規定する権限の行使に当たっては、意見陳述が行政庁(法第二十条第一項から第三項までに規定する行政庁をいう。以下この条において同じ。)による特定事業者の監督を補完することを旨とするものであることを踏まえ、監督する行政庁と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(報告徴収の方法等)

第十一条 報告徴収は、別記様式第五号の報告徴収書により行うものとする。

第十二条 法第十七条第二項の規定による調査(以下単に「調査」という。)を書面により行うときは、別記様式第六号の照会書を用いるものとする。

第十三条 立入検査は、報告徴収及び調査による方法のみでは意見陳述のため必要な資料を的確に入手することが困難である場合に限り行うものとする。

第十四条 法第十七条第三項に規定する都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、調査又は立入検査により資料を入手したときは、速やかに、当該資料を犯罪収益移転防止管理官に送付しなければならない。

(行政庁に対する通知)

第十二条 法第十七条第四項の規定による通知は、別記様式第七号の立入検査承認予定通知書により行うものとする。

(意見陳述等)

第十三条 意見陳述は、別記様式第八号の意見陳述書により行うものとする。

第十四条 委員会は、報告徴収、調査及び立入検査(以下「報告徴収等」という。)の結果、意見陳述に代えて法第十五条の規定による指導、助言又は勧告をするよう行政庁に要請することが適当であると認めるときは、その旨の意見を付して文書で要請を行うものとする。

第十五条 第七条第一項中「金融機関等」を「特定事業者」に改め、同条第二項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第八条とする。

第十六条を第七条とする。

第十七条の見出しを「捜査機関等への情報提供等」に改め、同条第一項中「金融機関等」を「特定事業者」に改め、同条を第六条とする。

第十八条を第五条とする。

第十九条中「通知」を「法第九条第四項の規定による通知(以下この条、次条及び第十四条第一項第一号において単に「通知」という。)」に改め、同条を第四条とし、同条の前に次の一条及び章名を加える。

(事務の実施の基本)

第三条 法の規定に基づく事務に従事する警察職員(以下この条において単に「警察職員」という。)は、その事務に関して知り得た情報を取り扱うに当たっては、特定事業者、顧客その他関係者の名誉又は信用を害することのないよう注意するとともに、当該情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第四条 警察職員は、法により与えられた権限の行使に当たっては、特定事業者に対して無用な負担を課することのないよう注意しなければならない。

第二章 疑わしい取引に関する情報の取扱い

別記様式第一号中「第3条」を「第4条」に、「密接的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第36号)第5条第4項」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第21号)第9条第4項」に、「改訂した」を「改訂し直した」に改める。

別記様式第二号から別記様式第四号までの様式中「第6条」を「第7条」に改める。

別記様式第四号の次に次の四様式を加える。

別記様式第 5 号 (第 11 条関係)

文 書 番 号 平 成 年 月 日	殿
	国家公安委員会
	報告徴収書
<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号) 第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告又は資料の提出を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 報告を求めらるる事項又は提出を求めらるる資料</p>	
<p>2 期限</p>	
	担当者 (所属・官職) (氏名・押印) (連絡先)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第 6 号 (第 11 条関係)

文 書 番 号 平 成 年 月 日	殿
	[警視総監 警察本部長]
	照会書
<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号) 第17条第2項の規定に基づき調査を行う必要がありますので、下記のとおり照会します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 照会事項</p>	
<p>2 備考</p>	
	担当者 (所属・官職) (氏名・押印) (連絡先)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第 7 号 (第 12 条関係)

文 書 番 号 平 成 年 月 日	殿 国家公安委員会 立入検査承認予定通知書
<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成 19 年法律第 22 号) 第 17 条第 3 項の規定による立入検査を下記のとおり承認する予定であるため同条第 4 項の規定に基づき通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 特定事業者 (名称) (主たる事務所又は営業所の所在地) (代表者の氏名・役職)</p> <p>2 立入検査の対象とする事業所の名称及び所在地</p> <p>3 立入検査を実施する時期</p> <p>4 立入検査を実施する都道府県警察</p> <p>5 立入検査を実施することが特に必要であると認める理由</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第 8 号 (第 13 条関係)

文 書 番 号 平 成 年 月 日	殿 国家公安委員会 意見陳述書
<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成 19 年法律第 22 号) 第 17 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 特定事業者 (名称) (主たる事務所又は営業所の所在地) (代表者の氏名・役職)</p> <p>2 意見の内容</p> <p>3 理由</p> <p>4 備考</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

附 則

この規則は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 (平成二十年三月一日) から施行する。

○国家公安委員会
金融庁告示第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第八条第十一号の規定に基づき、次に掲げる国又は地域を指定し、同令の施行の日から適用する。

平成二十年二月一日

国家公安委員会委員長 泉 信也

金融庁長官 佐藤 隆文

アイスランド

アイルランド

アメリカ合衆国

アルゼンチン

イタリア

英国

オーストラリア

オーストリア

オランダ

カナダ

ギリシャ

シンガポール

スイス

スウェーデン

スペイン

タイ

大韓民国

台湾

中華人民共和国

デンマーク

ドイツ

トルコ

ニュージーランド

ノルウェー

フィンランド

ブラジル

フランス

ベルギー

ポルトガル

香港

マカオ

マレーシア

南アフリカ共和国

メキシコ

ルクセンブルク

ロシア

別添6

意見陳述等実施要領

第1 趣旨

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第17条の規定による意見陳述等の実施については、法、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第1号。以下「事務実施規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところにより行うものとする。

第2 用語の定義

法及び事務実施規則に定めるもののほか、この要領において次の用語の意義はそれぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 警察本部主管課長
警視庁又は道府県警察本部の法主管課長をいう。
- 2 警察本部長
警視総監又は道府県警察本部長をいう。
- 3 協議
法第17条第5項に規定する協議をいう。

第3 意見陳述等の手続

1 調査

- (1) 警察庁組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（以下単に「犯罪収益移転防止管理官」という。）は、疑わしい取引の届出の状況、疑わしい取引に関する情報の内容、都道府県警察からの報告等により、特定事業者が法第16条に規定する法の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、法第17条に規定する措置の要否について検討を行い、必要があると認めるときは、警察本部主管課長に対して調査を指示し、又は自ら必要な調査を実施する。
- (2) (1)の指示を受けた警察本部主管課長は、特定事業者又は顧客その他の関係者に対して資料の提供、説明その他の協力を求めるなど、必要な調査を実施する。
- (3) 調査を実施した警察本部主管課長は、速やかにその結果を文書により犯罪収益移転防止管理官に報告する。
- (4) 犯罪収益移転防止管理官は、(1)又は(2)の調査の結果を警察庁組織犯罪対策部長（以下単に「組織犯罪対策部長」という。）に報告する。

2 報告徴収

- (1) 組織犯罪対策部長は、特定事業者に対して報告徴収を行う必要があると認めるときは、犯罪収益移転防止管理官に対して、事務実施規則別記様式第5号の報告徴収書を作成するよう指示する。

- (2) (1)の指示を受けた犯罪収益移転防止管理官は、報告徴収書を作成した上で、相当と認める警察本部主管課長に当該報告徴収書を送付し、又は自ら特定事業者に対し報告徴収書を交付し、当該特定事業者からの報告又は資料を受領する。
- (3) 報告徴収書の送付を受けた警察本部主管課長は、当該報告徴収書を送達し、当該特定事業者から報告又は資料を受領する。この場合において、警察本部主管課長は、犯罪収益移転防止管理官に対し、速やかに、特定事業者から受領した報告の内容を伝達し又は受領した資料を送付するとともに、送達及び受領の状況（送達又は受領が出来なかった場合には、その状況）を文書により報告する。
- (4) 犯罪収益移転防止管理官は、報告徴収の結果を組織犯罪対策部長に報告する。

3 立入検査

- (1) 警察本部長は、1(2)の調査の結果、立入検査を行う必要性があると認めるときは、犯罪収益移転防止管理官と調整した上で、別紙の立入検査承認申請書を犯罪収益移転防止管理官へ提出する。
- (2) (1)の立入検査承認申請書を受けた犯罪収益移転防止管理官は、立入検査の承認について国家公安委員会の決裁を受ける必要があると認めたときは、その旨の意見を付して組織犯罪対策部長に報告するとともに、その指示を受けて事務実施規則別記様式第7号の立入検査承認予定通知書を作成する。
- (3) 犯罪収益移転防止管理官は、作成した立入検査承認予定通知書を行政庁（法第20条第1項から第3項までに規定する行政庁をいう。以下同じ。）の担当部局の職員に交付する。ただし、行政庁が都道府県知事である場合は、法第21条第1項に規定する主務大臣に係る府省庁の担当部局の職員にこれを交付し、行政庁への伝達を依頼する。
- (4) 組織犯罪対策部長は、行政庁から協議の求めがあったときは協議を行う。
- (5) 協議の結果、立入検査を実施すべきとされた場合は、犯罪収益移転防止管理官は、立入検査の承認について、国家公安委員会の議決による決裁を受ける。
- (6) 犯罪収益移転防止管理官は、(5)の決裁を受けたときは、立入検査の承認が得られた旨を警察本部長に通知する。
- (7) (6)の通知を受けた警察本部長は、警察本部主管課長に対し、当該特定事業者に対する立入検査を行わせ、速やかにその結果を文書により犯罪収益移転防止管理官に報告させる。
- (8) (7)の報告を受けた犯罪収益移転防止管理官は、立入検査の結果を組織犯罪対策部長に報告する。

4 報告徴収等終結後の処置

- (1) 犯罪収益移転防止管理官は、報告徴収、調査及び立入検査（以下「報告徴収等」という。）が終結したときは、その旨を当該報告徴収等に従事した都道府県警察の警察本部長に文書で連絡する。
- (2) (1)の連絡を受けた警察本部長は、当該調査の過程で入手した資料又はその写しを速やかに犯罪収益移転防止管理官に送付する。

5 意見陳述等

- (1) 犯罪収益移転防止管理官は、報告徴収等の結果、意見陳述を行う必要があると認めるときは、組織犯罪対策部長の指示を受けた上で、事務実施規則別記様式第8号の意見陳述書を用いてその案を作成し、国家公安委員会の議決による決裁を受ける。
- (2) 犯罪収益移転防止管理官は、報告徴収等の結果、意見陳述に代えて法第15条の規定による指導、助言又は勧告をするよう行政庁に要請することが適当であると認めるときは、文書でその案を作成し、組織犯罪対策部長の決裁を受ける。
- (3) 犯罪収益移転防止管理官は、(1)及び(2)のほか、必要があると認めるときは、行政庁に対し特定事業者の監督に有用と認められる情報を提供するなど、監督する行政庁と緊密な連携を図るものとする。

別紙

文 書 番 号
平成 年 月 日

国家公安委員会 殿

警 視 総 監
道府県警察本部長

立入検査承認申請書

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第17条第3項の規定による立入検査を実施する必要性が認められるので、下記のとおり国家公安委員会の承認を申請します。

記

- 1 特定事業者
(名称)
(主たる事務所又は営業所の所在地)
(代表者の氏名・役職)
- 2 立入検査の対象とする事業所の名称及び所在地
- 3 立入検査を実施する時期
- 4 立入検査を実施することが特に必要であると認める理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。